

	資 料 提 供	
	令和7年12月4日	
担当課 (担当者)	鳥取県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部	
	家畜防疫課 (前田、錫木)	畜産振興課 (小西、谷口)
電話	0857-26-7286	0857-26-7285

高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置状況（第4報、12月4日午前9時現在）

米子市で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜に係る防疫措置については、次のとおりです。

記

1 発生農場の防疫措置

(1) 殺処分の状況(12月2日午前8時開始)

12月4日午前1時17分終了 処分羽数75,137羽（羽数精査中）

(2) 埋却の状況(12月3日午前11時開始)

日時	総羽数	埋却羽数	進捗率
12月4日午前9時現在	75,137羽	22,000羽	30.0%

※今後、鶏糞・飼料等の汚染物品も埋却予定

2 消毒ポイント等

(1) 消毒ポイント 4箇所で開催中

(2) 移動制限区域(半径3km以内) 家きん農場（4箇所）

(3) 搬出制限区域(半径3km～10km) 家きん農場（5箇所）

3 県民の皆様へ

家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されていません。安心してお召し上がりください。

4 報道機関へのお願い

(1) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用するの取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

(2) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者のみなさまが根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。